株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

変更報告書 No. 99

法第27条の25第1項に基づく報告書

関東財務局長

株式会社 りそなホールディングス

代表執行役社長 川田 憲治

大阪市中央区備後町2丁目2番1号

平成18年3月28日

平成18年3月31日

3 名

連名

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
会社コード	8316
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪 名古屋
本店所在地	〒 100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
 - (1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	りそな信託銀行 株式会社
住所又は本店所在地	〒 100-8106 東京都千代田区大手町1丁目 1 番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月10日
代表者氏名	新井 信彦
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務(年金・法人信託に係る資産運用、制度設計・管理、コンサ ルティング等)

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部	伊東 隆行
電話番号	03-5223-1470	

(2)【保有目的】

信託業務に係る受託資産として保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	0		62,745
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	В	-	Н
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	С	-	1
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	Е		К
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N O	0 62,745
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		62,745
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月28日現在)	S 8,374,273
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.76

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年1月27日	株券	4	取得	
平成18年1月27日	株券	74	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

貸株(消費貸借):相手先 ゴールドマンサックス証券 141株 ドイツ証券 1,107株

(6)【保有株券等の取得資金】 【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	49,239,732
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記 (V) の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	49,239,732

【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

2【提出者(大量保有者)/2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(特別法人)
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒 100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	永田 俊一
代表者役職	理事長
事業内容	1.保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権 の買取りに関する業務 2.金融整理管財人(含む管財人代理)、承継銀行の経営管理、金融 危機への対応のための業務 3.立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等 の引受(資本増強)に関する業務 4.整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者 等の責任追及に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 預金保険機構 総務部 管理課 高橋 聡生
電話番号	03-3212-6030

(2)【保有目的】

特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社 あおぞら銀行)の発行株式をソフトバンク 株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的 管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	0		9,112
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	В	-	Н
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	С	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	Е		К
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 0	N O	0 9,112
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		9,112
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月28日現在)	S	8,374,273
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.11

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

預金保険機構(以下 預保という)と株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行。以下「あおぞら銀行」という)との間に、平成12年8月31日付けの以下を内容とする契約が存在する。

- 1.あおぞら銀行からの株式の買取は、預保があおぞら信託銀行に設定した信託の信託財産として、あおぞら信託銀行があおぞら銀行より譲り受ける方法によるものとする。
- 2.平成12年9月1日から5年間、預保が当該株式を売却しようとする場合、あおぞら銀行は第一優先購入権(預保にとって最も有利な第三者からの購入申込と同一条件による購入権)を有する。また平成12年9月1日から5年以内であれば、あおぞら銀行は当該株式の買戻しを求めることが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損失が発生する場合、売戻さないことを選択できる。なお、平成17年8月31日に、当該契約に基く当初信託期間は終了したが、当該株式の信託期間は、1年間延長された。
- 3.株式の譲渡人であるあおぞら銀行からあおぞら信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。
- 4. 預保はあおぞら銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。

(旧日債銀での保有 9,112株)

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	11,131,826
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	11,131,826

【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1		その他の金融 機関			1	11,131,826
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3【提出者(大量保有者)/3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 整理回収機構
住所又は本店所在地	〒 164-0012 東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年7月26日
代表者氏名	奥野 善彦
代表者役職	代表取締役
事業内容	整理回収業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中野区本町2丁目46番1号株式会社整理回収機構 業務企画部 稲村孝志
電話番号	03-5203-4959

(2)【保有目的】

金融機関当等の資本の増強を図るため、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき金融機関等の発行する優先株式を引き受けたもの。なお、優先株式発行会社である株式会社三井住友銀行が持株会社を設立したことにより、完全親会社の発行する

優先株式を取得。

今般、一部優先株式について、転換後の処分を目的として普通株式への転換を実施後、処分したもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	830,000 830,000		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	В	-	Н
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	С	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	Е		К
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 830,000	N O	0 0
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		830,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月28日現在)	S 8,374,273
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	9.91
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.91

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本優先株式は、以下の転換を請求し得べき期間に転換請求することにより、発行会社の普通株式に転換できる。転換請求のなかった当該優先株式は、以下の一斉転換日に発行会社の普通株式に転換する。

- ・第一種優先株式
- <転換を請求し得べき期間:平成14年12月2日から平成21年2月26日まで、一斉転換日:平成21年2月27日>
- ・第二種優先株式
- <転換を請求し得べき期間:平成17年8月1日から平成21年2月26日まで、一斉転換日:平成21年2月27日>
- ・第三種優先株式
- <転換を請求し得べき期間:平成14年12月2日から平成21年9月30日まで、一斉転換日:平成21年10月1日>

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)		0
借入金額計(U)(千円)		0
その他金額計(V)(千円)		0
上記(V)の内訳	発行会社の持株会社設立時に優先株式967,000株取得、うち 137,000株を転換し普通株式401,705.31株取得後処分	
取得資金合計(千円)(T+U+V)		0

【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
 - (1) りそな信託銀行 株式会社
 - (2) 預金保険機構
 - (3) 株式会社 整理回収機構

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	830,000 830,000		71,857
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	В	-	Н
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	С	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	Е		К
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 830,000	N 0	0 71,857
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		901,857
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月28日現在)	S 8,374,273
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	10.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	10.78